自己点検シート (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

点検した結果を記載して下さい。

L 10 - T D	確認事項	+D +bn タ ナ	点	(検討	果	「不適」の場合の事由及び
点検項目		根拠条文	適	不適	非該当	改善方法 (別紙可)
I 基本方	針					
1基本方針	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業 は、要介護状態となった場合においても、利用者 が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事 の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心 してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生 活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すもの として行われていますか。	条例第5条 運営基準 第3条の2				
2指定定期 巡回·随時 対応型訪問 介護看護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、次のサービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングでに供していますか。 ①定期巡回サービス: 訪問介護員等が、定期的に利用者・家族から通報を受け、オペレーターが対応するサービス ③随時訪問サービス: オペレーターからの要請を受け、 世界のでは、 1000 では、 100	条例第6条 運営基準 第3条の3				
Ⅱ 人員	基準					
1 定期巡回・ 随時介護 開介護 大者の 員数		条例第7条 運営基準 第3条の4				
	(2) オペレーターは、下記の資格要件を満たしていますか。 ※オペレーターになれる資格要件 ①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師 ④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員 ※なお、所定の要件を満たす場合、3年以上 サービス提供責任者の業務に従事した経験者 を充てることが可能です。					
	(3) オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員となっていますか。					
	(4) オペレーターは、専らその職務に従事する者となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の定期巡回サービス等の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事することができます。 ※また、午後6時から午前8時までの間において、当該事業所に併設施設の職員をオペレーターとすることができます。					
l l						L

「不適」の場合の事由及び

点検結果

노산편다	確認事項	根拠条文				「不適」の場合の事由及び	
点検項目	唯 総争垻	依拠宋义	適	不適	非該 当	改善方法(別紙可)	
	(5) 【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数 は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適 切な定期巡回サービスを提供するために必要な員 数となっていますか。						
	【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数 は、提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービ スの提供にあたる訪問介護員等が1人以上確保さ れるために必要な員数となっていますか。						
	※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス等の職務に従事することがでます。 ※また、午後6時から午前8時までの間において、当該事業所のオペレーターが随時訪問介護サービスに従事することができます。						
	【訪問看護サービスを行う看護師等】 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定め る員数を確保していますか。 イ 保健師、看護師又は準看護師: 常勤換算方法で2.5以上 (うち1名は常勤の保健師又は看護師) ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 当該事業所の実情に応じた適当数 (配置しないことも可能) ※一体型のみ						
	【計画作成責任者】 当該事業所の従業者であって、①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師④保健師、⑤社会福祉 士又は介護支援専門員であるもののうち1名以上 を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 に従事する者としていますか。						
2 管理者	(1) 管理者は常勤専従職員を配置していますか。	条例第8条 運営基準					
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	第3条の5					
	※管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の管理業務に支障がない場合は、 他の職務に従事することができることとなってい ます。						
(注)事業所にある既存の「利用者実績(前月1月分)」及び「勤務表(前月1月分)」を添付して下さい。 なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の 勤務時間③常勤・非常勤の別							
Ⅲ 設備	基準						
1設備及び備 品等	の区画が設けられていますか。	条例第9条 運営基準 第3条の6					
	(2) オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器 等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器 等を携帯させていますか。 1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが できる機器等						

2 随時適切に利用者からの通報を受けることがで

※上記「1」については、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はありません。

きる通信機器等

			点	検結	果	「不適」の場合の事由及び
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	非該当	改善方法(別紙可)
	(3) 利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器(ケアコール端末)を配布していますか。 ※ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではあ				1	
	りません。					
Ⅳ運営基	•					
1 内容及び手 続きの説明及 び同意	(1) 事業所の概要、重要事項(※)について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故	条例第10 条 運営基準 第第3条の 7				
	発生時の対応等、利用者のサービス選択に 資すると認められる事項					
	(2) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、指定訪問看護事業所との連携内容等について、利用申込者に十分な説明を行っていますか。					
2提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第11 条 運営基準 第3条の8				
3サービス提 供困難時の対 応	(1) 自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用 申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当 な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに 取っていますか。	条例第12 条 運営基準 第3条の9				
4 受給資格等 の確認	(1) 被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者 証に認定審査会意見が記載されている場合には配 慮して介護サービスを提供していますか。	条例第13 条 運営基準 第3条の10				
5要介護認定 の申請に係る 援助	に要介護認定の申請をしているか確認しています か。	条例第14 条 運営基準 第3条の11				
	(2) 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。					
等の把握	等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めて いますか。	条例第15 条 運営基準 第3条の12				
7居宅介護支援事業者等と の連携		条例第16 条 運営基準 第3条の13				
領サービスの 提供を受ける ための援助	(1) 利用者に対して、法定代理受領サービスについて 説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第17 条 運営基準 第3条の14				
ス計画に沿っ たサービスの 提供	(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第18 条 運営基準 第3条の15				
10居宅サービス計画等の変更の援助	(1) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第19 条 運営基準 第3条の16				

- 수 다 O	確認事項	根拠条文	点	検結	果	「不適」の場合の事由及び
点検項目			適	不適	非該当	改善方法 (別紙可)
11身分を証す る書類の携行	(1) 訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第20 条 運営基準 第3条の17			1	
12サービスの 提供の記録	(1) 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面 に記録していますか。	条例第21 条 運営基準 第3条の18				
13利用料等の 受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者 負担分の支払を受けていますか。	条例第22 条 運営基準 第3条の19				
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。	- 弟3宋の19				
	(3) 利用者から次の費用の額の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ①通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額					
	(4) 利用者から支払いを受ける費用の額に、ケアコール端末にかかる設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていませんか。					
14保険給付の 請求のための 証明書の交付		条例第23 条 運営基準 第3条の20				
回・随時対応 型訪問介護看 護の基本取扱	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	条例第24 条 運営基準 第3条の21				
方針	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。					
	(3) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの 結果を公表し、常にその改善を図っていますか。					
16指定定期巡回・随時対応 型訪問介護の具体的取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	条				
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。					
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。					
	(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行われていますか。					

- W-= D	確認事項	根拠条文	点	検結	果	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)
点検項目			適	不適	非該当	
	(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。					
	(6) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。					
	(7) 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスを提供していますか。					
	(8) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。					
17主治の医師との関係 ※一体型のみ		条例第26 条 運営基準 第3条の23				
	(2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治医の指示を文書で受けていますか。					
	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護サービス提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。					
18定期巡回・ 随時対応型訪 問介護看護計 画等の作成	及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時 訪問サービスの目標、当該目標を達成するための	条例第27 条 運営基準 第3条の24				
	(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書は居宅 サービス計画書に沿った内容となっていますか。					
	※ただし、当該計画におけるサービス提供の日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。(この場合においても、担当する介護支援専門員に対して、緊密な連携を図ること。)					
	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的(概ね1月に1回程度)に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成していますか。					
	※アセスメントとは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。					
	(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の内容 について利用者及びその家族に説明を行い、利用 者等から同意を得ていますか。					
	(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を利用 者に交付していますか。					
	(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。					

F 10 + T D	確認事項	根拠条文	点	検結	果	「不適」の場合の事由及び 改善方法(別紙可)	
点検項目			適	不適	非該当		
	(7)	訪問看護サービスを行う看護師等(準看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、 提供した看護内容等を記載した「訪問看護報告 書」を作成していますか。 ※一体型のみ					
対するサービス提供の禁止		していませんか。	条例第28 条 運営基準 第3条の25				
20利用者に関する市町村への通知	(1)	市町村への通知を行っていますか。	条例第29 条 運営基準 第3条の26				
21緊急時等の 対応	(1)	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への 連絡など必要な措置を講じていますか。	条例第30 条 運営基準 第3条の27				
	(2)	従業者が看護職員である場合にあっては、必要に 応じて臨時応急の手当てを行っていますか。					
22管理者等の 責務	(1)	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一 元的に行われていますか。	条例第31 条 運営基準 第3条の28				
	(2)	計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する利用の申込みに係る調整等のサービス内容の管理を行っていますか。					
23運営規程		以下の事項を運営規程に定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧その他運営に関する重要事項	条例第32 条 運営基準 第3条の29				
24勤務体制の 確保等	(1)	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう 事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務 内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	条例第33 条 運営基準 第3条の30				
		当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。 ※一定の要件を満たす場合 事業者間の契約に基づいて、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができます。 ※午後6時から午前8時の間の随時対応サービスは、一定の要件を満たす場合、複数の事業所との契約に基づき、一体的に通報を受けることができます。 訪問介護員等に対して研修の機会を確保していま					
25衛生管理等		すか。	条例第34				
20 工旨任守		助向外護員等の有係体符及の健康状態に りいて必要な管理を行っていますか。	来例第34 条 運営基準 第3条の31				

- IA	確認事項	根拠条文	点検結界		果	「不適」の場合の事由及び
点検項目			適	不適	非該 当	改善方法(別紙可)
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。					
26掲示	(1) 運営規程や勤務体制表等、その他重要事項を事業 所内に掲示していますか。	条例第35 条 運営基準 第3条の32				
27秘密保持等		条例第36 条 運営基準 第3条の33				
	(2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。 (サービス提供開始時における包括的な同意で可)					
28広告	(1) 虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第37 条 運営基準 第3条の34				
29居宅介護支 援事業者に対 する利益供与 の禁止	用者に特定の事業者によるサービスを利用させる	条例第38 条 運営基準 第3条の35				
30苦情処理	の仕組みを設けていますか。また苦情に関する市	条例第39 条 運営基準 第3条の36				
	(2) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。					
31地域との連 携		条例第40 条 運営基準 第3条の37				
	(2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するともに、当該記録を公表していますか。					
	(3) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力していますか。					
	(4) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、居住する利用者以外のものに対しサービスを提供するよう努めているか。					
32事故発生時 の対応	族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じています	条例第41 条 運営基準 第3条の38				
	(2) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入: 有 ・ 無					

上松石口	確認事項	根拠条文	点検結		果	「不適」の場合の事由及び
│ 点検項目 │			適	不適	非該 当	改善方法(別紙可)
	(3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。					
33会計の区分	(1) 他の事業との会計を区分していますか。	条例第42 条 運営基準 第3条の39				
34記録の整備	備していますか。	条例第43 条 運営基準 第3条の40				
	(2) 介護サービスの提供に関する記録(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、サービス実施記録、主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書等)を整備・保存していますか。 ※「主治の医師による指示の文書」は一体型のみ					
巡回・随時対 応型訪問介護 看護事業者と 訪問看護事業	(1) 連携型事業者は、指定訪問看護を提供する指定訪問看護事業者と連携していますか。	条例第45 条 運営基準 第3条の42				
者との連携	(2) 連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について協力を得ていますか。 ①利用者に対するアセスメント ②随時対応サービスの提供に当たっての 連絡体制の確保 ③医療·介護連携会議への参加 ④その他必要な指導及び助言					
V 変更	の届出等					
1変更の届出	(1) 施行規則第131条で定める以下の事項に変更があったとき、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨連携する訪問看護を行う事業所の名称および所在地(連携型事業所に限る。) ⑪法人・事業所の電話番号及びFax番号	法第78条 の5第1項 則第131条 の13第1項 第1号				